

平成 22 年度災害・地震対策関係税制改正事項

1. 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置 延長 廃止

【要望省庁】 内閣府、厚生労働省、国土交通省

【税 目】 固定資産税

行政だけでなく、個人事業者、企業、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を推進するため、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産の取得をした場合における固定資産税の課税標準に関する特例措置（最初の3年間、価格の2/3）について、その適用期限を4年延長（平成26年3月31日まで）したうえ、廃止する。

2. 事業用建築物に係る耐震改修促進税制 廃止

【要望省庁】 内閣府、厚生労働省、国土交通省

【税 目】 所得税、法人税

事業者が、特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置について、適用期限の到来をもって廃止する（平成22年3月31日まで）。

3. 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置 延長

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 固定資産税

特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とした上、その

適用期限を2年延長（平成24年3月31日まで）する。

4. 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置 **延長**

【要望省庁】 国土交通省

【税目】 不動産取得税

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長（平成24年3月31日まで）する。

5. 耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る特例措置 **延長**

【要望省庁】 国土交通省

【税目】 固定資産税

駅における耐震補強の整備を促進し、駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、国の補助金を受けて緊急に実施する駅の耐震補強工事に係る特例措置を1年延長（平成23年3月31日まで）する（固定資産税の課税標準5年間2/3）。